○九州地方整備局告示第二百二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十九日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
福岡県大牟田市船津町四四一番一から佐賀県佐賀市南佐賀一丁目二四二番三まで	前	六・八〇〜一五・〇〇メートル	二九・一八三キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	六・八〇〜一五・〇〇メートル	三四・三六八キロメートル	
	BA	五・〇〇〜九・五六メートル	二七・四四四キロメートル	
	BA	五・〇〇〜五・六メートル	二八・五七七キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

国会事項

衆議院

議員辞職

十二月十七日議長は、近畿選挙区選出議員東国原英夫の辞職を許可した。

答弁書受領

十二月十三日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員柚木道義提出医薬部外品並びに化粧品の副作用報告制度にかかる予算措置に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柚木道義提出ナノバイオ技術開発のための技術基盤の開発支援の必要性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柚木道義提出無人偵察機「グローバルホーク」の導入と我が国の国防情報の保全に関する質問に対する答弁書

衆議院議員小川淳也提出行政改革に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柚木道義提出医薬部外品並びに化粧品の審査体制強化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員赤嶺政賢提出強制連行を示す証拠はなかったとする二〇〇七年答弁書に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員小池政就提出東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律に関する質問に対する答弁書

衆議院議員小池政就提出法曹養成制度改革に関する質問に対する答弁書

衆議院議員小池政就提出地方公共団体における売電契約に関する質問に対する答弁書

衆議院議員小池政就提出電力システム改革に伴う競争環境の整備に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭提出日本社会事業大学の運営に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭提出東日本大震災及び原発事故の被災者支援に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭提出製薬企業からの資金提供に関する質問に対する答弁書

報告書受領

十二月十三日内閣から次の報告書を受領した。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告

又同日内閣を経由して日本銀行総裁黒田東彦から、次の報告書を受領した。

日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書

十二月十七日内閣から次の報告書を受領した。

広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書

長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書

旧軍港市転換事業進捗状況報告書

別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

横浜国際港都建設事業進捗状況報告書

神戸国際港都建設事業進捗状況報告書

奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書

松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

紀の川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十六条の二第三項の規定に基づき、次のように水域を指定する。ただし、この指定は、平成二十五年十二月二十九日から適用する。

平成二十五年十二月十九日

近畿地方整備局長　池内　幸司

水系名	河川名	水域番号	水域
紀の川	紀の川	十一	左岸　奈良県吉野郡川上村大字大滝千八番二地内の標柱一号〉から 右岸　同村大字北塩谷三百二十三番二地内の標柱二号
			左岸　奈良県吉野郡川上村大字大滝九百四十番地内の標柱四号〉まで 右岸　同村同大字千四十四番二地内の標柱三号

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

新潟労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金（平成20年新潟労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成25年12月19日

新潟労働局長　大崎眞一郎

第４号中「１時間801円」を「１時間813円」に改める。

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十五年十二月十九日

近畿経済産業局長　小林　利典

一　件名　丹後瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十六年一月二十九日　午後一時三〇分から

訂正

六月二十五日付国会事項欄衆議院の部、議案提出の項五行及び六行中「松浪健太外四名」を「松浪健太外三名」に、十一月十五日付同欄同部、同項四行中「桜内文城外二名」を「桜内文城外一名」に、十一月二十六日付同欄同部、同項四行及び五行中「東国原英夫外四名」を「重徳和彦外三名」に、それぞれ十二月十七日訂正する。

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十二月十八日カタール国の国祭日につき、同月十七日同国首長殿下へ御祝電を発せられた。